

前科による資格制限の在り方  
に関する検討ワーキンググループ  
(第3回)

第1 日 時 令和3年12月15日(水) 自 午後2時59分  
至 午後4時55分

第2 場 所 東京地方検察庁会議室

第3 議 題 (1) 関係省庁からのヒアリング  
(2) その他

第4 議 事 (次のとおり)

前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ 第3回会議  
出席者等一覧

(座長)

法務省大臣官房政策立案総括審議官 吉 川 崇

(構成員) ※オンライン参加

認定特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構事務局長、保護司 竹 内 政 昭

千房株式会社社長（協力雇用主） 中 井 政 嗣

早稲田大学文学学術院教授 藤 野 京 子

(事務局等)

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 早 渕 宏 毅

法務省刑事局刑事法制企画官 中 野 浩 一

法務省矯正局参事官 坂 元 文 彦

法務省矯正局成人矯正課企画官 川 野 道 史

法務省矯正局少年矯正課企画官 山 本 宏 一

法務省保護局参事官 中 臣 裕 之

法務省保護局更生保護振興課企画調整官 西 村 朋 子

(ヒアリング対象省庁)

【厚生労働省】

○調理師関係

厚生労働省健康局健康課栄養指導室長 清 野 富久江

○介護福祉士関係

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 宮 下 雅 行

○看護師関係

厚生労働省医政局医事課企画調整専門官 谷 嶋 弘 修

厚生労働省医政局看護課教育体制推進官 山 口 道 子

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係長 上 野 智 浩

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係主査 野 呂 俊 祐

【国土交通省】

○宅地建物取引士関係

国土交通省不動産・建設経済局不動産課不動産政策企画官

金子 佐和子

## 議

## 事

○吉川審議官（座長） それでは、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの第3回会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、本ワーキンググループに御参加いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

本日はオンライン方式により会議を開催させていただいております。竹内様、中井様、藤野様にはウェブ会議システムを通じて御出席いただいております。音声、画像等、また不具合がございましたらお申し付けください。

また、本日は本ワーキンググループの親会の再犯防止推進計画等検討会の構成員でいらっしゃる元千葉県知事の堂本様にもオンラインで傍聴を頂いておりますので、あらかじめ御承知置きいただければと存じます。

それから、法務省の関係職員のうち今回初めて出席させていただく者が1人ございますので、一言お願いします。

○川野企画官 はじめまして。法務省矯正局成人矯正課で刑務作業と就労支援を担当しております川野と申します。よろしく願いいたします。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

それでは、本日の配布資料を確認させていただきます。事前に調理師、介護福祉士、宅地建物取引士、看護師に関する資料をそれぞれお配りしております。また、本日の会議に先立ち、本ワーキンググループの親会に当たる再犯防止推進計画等検討会の有識者構成員でございます弁護士の方から、本ワーキンググループの検討テーマについての御意見の提出を頂きました。お手元に「再犯防止推進計画等検討会構成員宮田桂子弁護士提出意見書」として配布させていただいております。別途お目通しいただければと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は前回に引き続きまして、関係省庁からのヒアリングを行います。法務省が実施いたしましたニーズ調査の結果、多くの回答が寄せられた資格について、所管省庁から資格制限の経緯やその内容、運用の実情や制限の在り方を見直すことの可否などについて御説明を頂ければと思っております。本日は調理師、介護福祉士、宅地建物取引士、看護師の順で、所管する省庁から御説明を頂くことといたします。

まず、調理師につきまして、所管する厚生労働省健康局から御説明を頂きます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○清野室長（厚労省） 厚生労働省健康局健康課栄養指導室長の清野と申します。よろしくお  
願いいたします。私からは、資料にございます調理師について説明をさせていただきたい  
と思います。

資料２－１の「調理師制度の概要」から説明をさせていただきます。調理師につきまして  
は、調理師法に基づきまして、都道府県知事の免許を受けた者を、調理師の名称を用いて  
調理の業務に従事することができる者としております。法律については昭和３３年に制定  
されております。もともと各都道府県で持っていた条例を法律にしてきたという経緯がご  
ざいます。

調理師免許の取得方法でございますが、下の方に図がございます。二つ取得の方法がござ  
います。一つは、調理師の養成施設を卒業するというものでございます。図の下の方の部  
分になりますけれども、高校入学資格等を持つ者が都道府県知事の指定する調理師養成施  
設におきまして１年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能  
を習得し、卒業後に申請することで調理師の免許が取得できます。もう一つは、図の上の  
方になりますけれども、調理師の試験に合格するというものでございます。この試験を受  
けるためには、学校教育法５７条、いわゆる高校等の入学資格を持つ者が、多数人に対し  
て飲食物を調理して供与する施設、又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて２年以  
上の調理の業務に従事した後に調理師の試験を受けることができます。この調理師試験に  
つきましても、都道府県知事が実施をしているものでございます。調理師の免許の付与も  
知事が行っております。

続きまして、資料２－２の「調理師の免許交付数」の推移でございますけれども、こちら  
は平成２０年度から令和元年度までのデータをお示しさせていただいております。令和元  
年度の免許交付数は、２万９，０００件となっております。その内訳といたしまして、養  
成施設卒業が１万３，０００強、試験合格が１万５，９００という形になっております。

資料１に戻りまして、今回の調査の関係で作成させていただいた調査シートでございます。  
調理師につきましては、裁量的な制限といたしましては、罰金以上の刑に処せられた者に  
ついては免許を与えないことができるという規定となっております。また、そのほかに、麻  
薬等の中毒者、あるいは調理業務に際して食中毒等の事故を発生させたとき、こちらにつ  
いては免許を与えない、若しくは免許を取り消すことになっております。

それから、制限の経緯及び趣旨でございますが、こちらについては厚生労働省の他の職種

の資格等も参考に、資格の信用性の担保ですとか業務の適正な遂行を保障する観点での取消の余地を残すために規定されたというふうに推察しております。

また、次の7番ですが、欠格事由の審査・確認に関する運用の状況でございます。こちらは、先ほど概要のところでお説明したとおり、免許の付与につきましては都道府県知事が行うことになっております。その知事への申請の段階で欠格事由の確認を行うことになっております。申請書に本人が記載する形になっておりまして、罰金以上の刑に処せられた者に該当する場合は、罰金以上の刑に係る判決謄本ですとか関係の書類を提出いただき、確認を行っているという状況でございます。

また、判断基準につきましては、各都道府県が審査を実施しているというところですが、概ねこちらに記載されているとおり、個々の申請ごとに免許の付与の可否について検討しているという状況でございます。執行猶予期間あるいは刑の執行を終えていない場合には原則、免許を付与していない、また、刑の執行終了から消滅までの間は刑の内容等を踏まえて審査を行っているような状況です。

それから、資格制限の見直しについてでございますけれども、調理師につきましては、知事の免許ということもございまして、都道府県ごとに若干運用が異なる可能性がございますので、運用を見直す場合には統一したルールの検討が必要かと思っております。その際、調理師の資格だけではなくて、資格横断的な検討が必要ではないかなというふうに考えております。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

藤野先生、よろしいでしょうか。

○藤野委員 それでは、幾つか質問させていただきます。

今、資格をどうやって取得できるかというお話がございました。その中で前科の話が出てきたわけですが、既に資格を取得した人で、その後に刑務所に入ってしまうということがあるわけですね。そうした場合はどういうふうになるのか、自己申告によるのか、まずそれをお聞かせいただけますでしょうか。

○清野室長（厚労省） 都道府県の運用の方で、具体がどうなっているかというところについては確認しなければ分からない状況ではございますが、当然、自己申告があれば、免許の取消しに該当する事項であれば、それを県の中で免許の付与の観点から審議を頂いて、取消しを行うかどうかというところを検討するという形になるかと思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。そうしますと、取得した後にやった場合に、自己申告しなかったということで何か罰則があるというわけではないという理解でよろしゅうございますか。

○清野室長（厚労省） 調理師法の条文上、罰則はございません。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 竹内先生、よろしいでしょうか。

○竹内委員 では、よろしく申し上げます。私の方からは、調理師そのもののことについてちょっと確認をしたいのですけれども、私の経験で恐縮ですけれども、ある有名料理店で勤められた方が私どもの対象者になったのですけれども、そのときの本人の話では、調理師の資格は持っていないと。ただ、料理人だという話をされていまして、そういったお店では腕とセンスが必要であって、調理師の資格は特に必要性はないという話を豪語されていたんですが、国家資格である調理師と、料理人という、資格があるのかどうか分かりませんが、その違いは何なのかなということで、ちょっと気になりました。また、料理店へ行きますと、高校生のアルバイトも調理場でいろいろしていますので、その人たちは多分、資格は持っていないのしょうけれども、そういう人でも調理ができるという話になってくると、資格そのものは何だろうなというところが気になるところでございます。調理師が必要なのはお店の規模なのかどうか、それを一つ教えてほしいということと、もう一つ、保護観察中の少年ですけれども、飲食店を希望される者が非常に多いです。ただ、調理師を目指すという話はないです。先ほどの資料の中で、調理師制度の概要の中の資格の取得の概要という欄を見ていると、多分、保護観察中の少年は養成学校から出るんじゃないかと、実務経験が2年以上になったら試験を受けるコースをたどるんじゃないかというふうに推測はしているのですが、少年の場合、若いときの2年というのは結構しんどい話ですけれども、実際にそうした少年が試験を受けて合格しているのかどうかを知りたい。実務経験2年以上の試験合格者の中に、年齢構成が分かれば、それを教えてもらいたいと思います。

○清野室長（厚労省） 御質問2点あったかと思えます。まず1点目、調理師の免許の関係でございますが、調理の業務につきましては必ず調理師の免許を持っていないといけないということではございません。調理師の資格については業務独占ではございませんので、資格を持っていなくても調理業務には従事できるということになっています。調理師の資格を定めて、調理の業務に従事する者の資質を向上させることや、調理技術の合理的な発

展を図って国民の食生活の向上に寄与することが調理師法の目的となっておりますので、調理師の資格を有することで、調理技術の研さんの研修会を受講できるですとか、調理関係の団体もございますので、そういった活動の場が広がるというふうに認識をしております。

2点目でございますが、保護観察中の少年が飲食店での実務経験2年ということでございますけれども、今現在、試験の受験者と合格者の年齢に関する統計というものを国の方では持ち合わせておりませんので、実際に少年が合格しているのかどうかというところについて、申し訳ございませんが、現在手持ちのデータはございません。

○竹内委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 中井先生、よろしく願いいたします。

○中井委員 調理師試験合格者について、合格しているにもかかわらず、合格証書を持たなくてもいいわけですか。私どもは、店長になる場合に昇格認定試験として調理師免許の取得を義務付けて、「合格証書を持ってきなさい」と言います。昇格認定試験がなかったら合格証明書の提出を促してないのですね、合格はしているものの証書を申請していない者もいるかもしれないですけども、それは大丈夫なのですか。と同時に、飲食業界では数十年前、独立する場合には必ず調理師免許が必要だということをよく言われていたのですけれども、今どうなっているのか、ちょっと分かりません。確かに調理師免許を持っていないくても調理に従事することは可能なのですが、やはり基本的な衛生面や中毒とかいった知識、座学の部分は必要です。やはり調理師免許を取るためにそれなりの勉強をするのでそれによって知識を得るというのは、僕は結構大事だなと思います。それから、今後、独立するためには調理師免許を必要条件に加えていただけたらなというふうには思います。確かに技術はあるのでしょうけれども、やはり専門的な知識の基本は大切です。これだけは分かってもらいたいというような、調理師試験の中には衛生法とか、このほかに4科目か6科目か何かあるように思います。私も昔取ったので、ちょっと今、急に思い出せませんけれども。だから、千房では、店長をさせる場合には必ず調理師免許の資格を取らせます。これは強制です、なかったら店長の昇格認定試験が受けられません。

それから、私が関わっています職親プロジェクト、この取組で播磨社会復帰促進センターで来年春から職業体験で調理師のコースを設けて、飲食業企業によるお好み焼き、たこ焼き、和食、串かつ、うどん、そば等の職業体験を座学も含めて実践し、2年以上実務を経験していれば、調理師免許を取得できるような、制度になればというふうに今、考えてい



ます。来年4月からスタートする予定で今、準備中です。

○清野室長（厚労省） 調理師試験を合格した者が免許証を持たなくてもよいのかという御質問だったと思います。こちらにつきましては、都道府県知事が調理師の免許を与えることになりますので、試験に合格しただけでは免許を取得していることになりません。都道府県の名簿に調理師として記載がされなければいけませんので、合格した後に住所地の都道府県に申請をしていただいて、県の名簿に登録されて、免許証が交付されて初めて調理師という形になりますので、合格しただけでは調理師と名のることができません。

○中井委員 そのことは合格した者は自覚していますでしょうか。

○清野室長（厚労省） 恐らく免許申請の案内も合格証書の発送とともに各都道府県が御案内しているかと思いますが。自治体の状況をそこまで把握しておりませんが、当然、試験の合格とともにその後の手続というものは紹介していると思います。

○中井委員 ありがとうございます。

○清野室長（厚労省） あと幾つかあったことについては、御要望ということで承りたいと思います。

○吉川審議官（座長） 藤野先生、よろしくお願ひします。

○藤野委員 今、都道府県の知事からこの資格、免許が授けられるというお話だったのですけれども、そうしますと、転居した場合には免許証をもって各都道府県に申請しなければいけないかというのが1点。それから、複数の人に食事を供する場合は、この調理師の資格が必要だというふうに私は理解したのですけれども、例えば、お店を開く場合の責任者は持っていなければいけないとか、何かそういうものはないのでしょうか。資格の中でも、いわゆる免許というのと、それから何かちょっとブラッシュアップするものというのがあるって、私は調理師ってもしかすると免許なのかな、複数に供する場合は持っていなければいけないのかなと思っていたのですけれども、それが、例えば責任者は少なくとも持っていなくてはいけなくて、ほかの人たちは見習という形なのでオーケーかなと思っていたのですけれども、そこら辺を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○清野室長（厚労省） 1点目ですけれども、都道府県知事免許でございますけれども、転居するごとに都道府県に登録しなければいけないというものではございません。一度登録された免許というのは全国で通用するというものになっております。

また、調理師法の中で調理師の配置については、多数人に対して飲食物を調理して食事を供与する施設又は営業で厚生労働省令の定める施設については、調理師を置くように努め

なければならないという努力義務になっております。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 竹内先生、お願いします。

○竹内委員 資格制限のことで確認をしたいのですが、薬物等の中毒者とか罰金刑以上の者ということであたわっていますが、罪名、事案で審査が分かれるのかなと、特に都道府県ごとも考えるという話ならば、都道府県によっては差があるのかなというところが気になるところです。その辺はどうなのですか。

○清野室長（厚労省） 個別に罪状でどうかということまでは、都道府県からヒアリングはできておりません。個別の審査を行うという形になっておりますので、申し訳ございませんが、今の段階でどうこうということはお答えすることができません。

○吉川審議官（座長） その基準のようなものを本省から示しているわけでもないということですか。法律に基づいて、それを解釈して都道府県がやっていただくのか、その間に何らか基準ではないにしても指針みたいなものがあって、それに従っているのか、そういうものはないということですか。

○清野室長（厚労省） 今は法律、法令に基づいて各都道府県で運用していただいているという状況でございます。

○吉川審議官（座長） 中井先生、よろしいですか。

○中井委員 調理師免許とは別にフグの取扱い免許があるんですね。これはまたフグ専門の免許取得の何かがあるんですね、技術とか学科とか。これは調理師免許と同じような感じですか。

○清野室長（厚労省） 御質問のございましたフグの取扱いの免許につきましては、食品衛生法に基づいて食品衛生の部局が通知を出しておりますけれども、法律に基づくというよりは、知事の条例に基づく免許という形だと承知しております。ちょっと所管ではないので、申し訳ございません。

○中井委員 このフグも国家試験なんですね。

○清野室長（厚労省） いえ、知事、条例に定める資格という形と承知しています。

○中井委員 調理師免許は国家試験ではないのですね。

○清野室長（厚労省） 都道府県知事免許ですが、法律に基づく免許という形になります。

○中井委員 分かりました。

○吉川審議官（座長） 藤野先生、よろしいですか。

○藤野委員 調理師免許の交付数の推移を見てみますと、免許の交付数が減ってきているようではありますが、これは、例えばコロナの影響など何か一時的なものが影響しているのか、それとも、調理師が必要なくなってきたというようなことなのか、要は、この業界としては、これでいいというふうに思っておられるかというのが1点。それから、2点目として、先ほど基本的には都道府県知事に権限があるというお話を伺ったのですけれども、例えば今回、特定少年ということで、その人たちがこれまでなかった前科を有することになるわけなのですけれども、国レベルでそこに対しては特段の配慮を願いたいとか、そんなような通知を出していただく余地があるのかどうか、そこら辺をお教えてください。よろしくお願いいたします。

○清野室長（厚労省） 調理師の免許、試験の受験者、養成施設卒業者ともに減ってきているという実情はございます。養成施設について、少子化ですとかそういったところの影響もあるのではないかなと考えておりますけれども、この方々がより飲食店の方に従事していただくというところが必要かと思っておりますので、こういった現状については当方としても今後どうしていくかは課題であると承知しております。

それから、特定少年の部分でございますけれども、この調理師法につきましては、高校入学資格で養成校に入ったり、あるいは実務経験があるということもございますので、特段この特定少年のことで何かこちらで検討するとかということについては、現在そういった状況にはございません。もし何か個別に法務省から、個別の審査で柔軟な配慮を求める理由ですとか、正当性ですとか、そういったところが何か示されるのであれば、今後検討していくことも可能かと思っておりますけれども、現時点で何か明確な回答というのはいたしかねるという現状でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 中井先生、お願いします。

○中井委員 調理師制度について今、議論していただいていますけれども、栄養士の免許も調理師法に準ずるわけですか。教えてください。

○清野室長（厚労省） すみません、御質問の準ずるというのは、どこの部分についてでしょうか。

○中井委員 資格の概要というのか、資格を与える、あるいは剥奪するということも含めてですけれども。

○吉川審議官（座長） この資格の制限の在り方が栄養士も調理師と同じような制約の在り方なのかという御質問ですか。

○中井委員 そうです。

○清野室長（厚労省） 栄養士の場合の免許を与えない場合という条文がございまして、これにつきましては、罰金以上の刑に処せられた者、前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する、栄養士指導の業務に関して犯罪又は不正の行為があった者については、免許を与えないことがあるというような規定がございまして。

○中井委員 ちなみに、学校給食とか病院の給食とかということに関しては、栄養士の免許が要るのですよね、調理師の免許ではなくて。

○清野室長（厚労省） 病院給食につきましては、病院では100床以上で1以上の栄養士の配置が必要となってきます。また、診療報酬を取得するという観点では、管理栄養士の配置によって差が出てくるということもございまして。また、学校給食については文部科学省の所管となりますけれども、学校栄養職員あるいは栄養教諭の前提資格として栄養士の取得が必要となっております。

○中井委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

そろそろ予定しているお時間に近づいてはまいりましたが、御質問、御意見等ございましてでしょうか。

竹内先生、お願いします。

○竹内委員 この欠格事由で処分を受けた方というのは結構いらっしゃるのですか。

○清野室長（厚労省） そういった事案について報告いただいたということはございません。

○竹内委員 分かりました。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

藤野先生、お願いします。

○藤野委員 先ほど、例えば栄養士の場合、学校等では必要という話がありましたが、調理師の資格については、必要な施設はないという理解でよろしいでしょうか。例えば医療行為には保険点数がつきますが、病院食提供のときなどでも、調理師の資格は不要なのかというのが1点。それから、調理師を持っていると、例えば待遇がいいとか、何かそういうのがあるのか、もしそこら辺も現場の感覚ということで教えていただければと思います。以上、2点です。

○清野室長（厚労省） 栄養士でしたら医療法施行規則でしたりとか、学校給食の関係で学校栄養職員は学校給食法とかという形での定めはございますけれども、調理師については現在そういった配置の基準というものはございません。もう1点、待遇ですね、それは飲食店を営業されている先生の方が御承知かと思えますけれども、当然、病院とかでも、調理師の資格を持っていた方が給与がいいとか、そういったところはあるというふうには承知していますが、一律にどういう状況かというところについては、申し訳ございませんが、データという形では持っておりません。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

また御質問等ございましたら、法務省を通じてまたお問合せさせていただきますので、この辺で調理師の関係は終了させていただきます。

厚生労働省の方、ありがとうございました。

次に、厚生労働省の社会・援護局から介護福祉士の関係で御説明を頂きたいと思います。

本日はお忙しい中、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○宮下課長（厚労省） 社会・援護局福祉基盤課の宮下と申します。よろしく願いいたします。

資料3の「前科による資格制限に関する調査シート」を御覧いただければと思います。介護福祉士ということですが、制限内容については必要的制限ということで、欠格事由となる前科の範囲でございますが、御覧のとおりになっています。制限期間につきましては、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年ということになります。制限の経緯及び趣旨目的でありますけれども、介護福祉士の資格に対します信用性の確保ですとか、業務の適正な遂行を保障するためということになります。

欠格事由の審査・確認に係る運用状況であります。公益財団法人の社会福祉振興・試験センターというところでございますので、そこにおきまして登録時、欠格事由の確認方法については本人の申告ということになります。

資格制限の見直しでございますけれども、記載のとおり検討中ということになります。単独で検討するのではなく、法務省が全体の整理を行った結果に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、資料4-1の「介護福祉士の資格の概要」というものでございます。公的価格評価検討委員会ですとか、そういったところで御承知かと思えますけれども、定義とい

うことでありますが、介護福祉士の名称を用いまして、専門的知識ですとか技術をもって身体又は精神上の障害があることによって日常生活を営むのに支障がある、そういった方に心身の状況に応じた介護を行うと、そういったことを通じまして、その方ですとか介護者に対して介護に対する指導を行うということを業とする資格であります。

取得方法ですが、四つほどルートがございます。養成施設におきまして必要な知識ですとか技能、そういったものを習得した後に国家試験に合格する養成施設ルートがまず一つ。二つ目としては、3年以上の実務経験、そして研修によりまして知識、技能の習得を経た後に国家試験に合格する実務経験ルート。それから、三つ目として、文科大臣、厚労大臣が指定します福祉系の高校において必要な知識、技能を習得して国家試験に合格する福祉系高校ルート。最後、EPAということで、これは外国籍の方になりますけれども、介護福祉士候補者が3年以上の介護の業務をする実務経験を経た上に、こちらも国家試験に合格していただくEPAルート、そういったものがございます。

試験の概要ですが、年1回実施ということで、1次は筆記、2次は実技ということであります。例年1月下旬に筆記をやりまして、実技は3月というような流れです。試験科目については御覧のとおり、人間と社会ですとか介護、そういったものから出題をしているということです。2年度に実施しました試験結果であります。受験者数約8万4,000人、合格者5万9,000人ということで、合格率としましては71%ということであります。

これまで合格した方の資格者の登録状況ですけれども、約181万人いらっしゃるということになります。それから、5番に養成施設の状況ですけれども、御覧のとおりというふうになっています。

資料4-2は、今申し上げました四つのルートということで、いずれにしましても筆記試験、実技試験、そういったものを受けていただいて、国家試験に合格する必要があるということになります。

資料4-3であります。受験者数等の推移であります。御覧になっていただけると分かりますが、平成27年度まで一定数あって、平成28年度から若干少なくなっております。これは、このときに制度改正がありまして、それまでは6か月の研修、そういったものが不要としていたんですが、6か月の研修を追加することにした影響と考えております。研修を入れる前の駆け込み受験が若干多かったということになります。平成28年度以降は研修を受けた方が受験をしていただいているということで、合格率も平成28年以降は7割前後ということで、高くはなっているというのが見て取れるかなと思います。

それから、資料4-4ですが、受験者数ということで年齢階層別にまとめています。20歳以下については約7%とか8%、そのような割合ということで、メインのところはやはり20代、30代、40代、その辺の層が受験者数の大勢を占めているという状況であります。

続いて、資料4-5の「登録者数の推移」ですが、先ほど言いましたように令和3年9月末時点で約181万人という状況になっております。

以上、資料の説明は以上でございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

藤野先生、よろしいですか。

○藤野委員 御説明どうもありがとうございました。それでは、1点お伺いしたいのですけれども、信用が必要だからということで、執行を受けなくなった日から起算して2年間は駄目になっている点ですけれども、いわゆる社会的な罰とは、刑期が終わったところで終わるということじゃないかと思えます。実際のところはこの介護福祉士と同じような形で、その後も何年か駄目な資格がありますけれども、刑罰が終わったら一般人とみなすべきであるということを法務省なり何なりが積極的に言ってそのような社会的風潮を作っていくならば、つまり、介護福祉士という資格にターゲットを当てないで、そういうような全体でやりましょうというふうになった場合には、御検討いただけるということでよろしいでしょうか。

○宮下課長（厚労省） 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、介護福祉士だけということではなくて、やはり政府として他の資格も含めてということであれば、検討する必要があるかなというふうには考えています。ただ、先ほど先生が御指摘になられました、社会的罰は一応終わるということでもありますけれども、ユーザー、サービスを受ける側ですとか、その御家族の方からすれば、やはり介護される方への信用関係といいますか、信頼関係、そういったものがあって成り立つというものでありますので、そういったところも踏まえて検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

○藤野委員 ありがとうございます。あともう1点ですけれども、この介護福祉士を持っていると、何か施設にとってメリットがあるのでしょうか。例えば、先ほど、学校であれば栄養士を置かなければいけないといったお話がありました。例えば、介護福祉士をこの程度の規模であれば何人置かなければいけないというような規定はあるのでしょうか。

○宮下課長（厚労省） ありがとうございます。介護福祉士を配置している施設については、その割合に応じて介護報酬が加算をされるという仕組みが介護保険法上ありまして、そういったところで、いらっしゃる施設といらっしゃらない施設というところで差は出てくるかなというふうには思います。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） では、竹内先生、お願いいたします。

○竹内委員 介護福祉士の登録者数の推移を見ますと、非常に増えているということで、希望者も多いのかなという感じはいたしますけれども、その一方で、人手が足りないという話もよく聞きます。介護施設では人手が足りなくて、たくさんの対象者、我々の目の前に来るのは保護観察中の人ですけれども、その中に希望者がいないのかと介護施設の方からも問合せがあるという話なのですけれども、一方で、登録者数が増えているのに足りない施設もあるということは、これには何があるのかなということで、ちょっと分からない点です。先ほどの説明の中で、試験を受ける中で実務経験が3年プラス6か月増えたということで、増やす必要がどこにあったのか、その辺にも事情があったのかなということで確認しておきたいところです。もう一つ、資格者に対しては補助金が出るようなお話があり、ある施設では、資格があれば採用するけれども、無資格者は採用しないと、補助金が出ないからという理由で採用しないという話も聞きます。そうなってくると、介護希望者はどこへ行くのかなと不安を抱くのですけれども、その辺、どのように考えているのか教えていただければと思います。

○宮下課長（厚労省） 御質問ありがとうございます。介護福祉士の登録件数、受験者数とか合格者数、また登録者数は増えておるんですが、我々としてはまだまだ不足している状況だというふうに考えています。2040年までにはまだまだ人数が必要ということで、今、2040年までに約280万人必要というふうに考えていまして、今の人数からすると約69万人足りないと、不足するというような状況で、我々も処遇改善、これは平成21年から段階的に引き上げていますけれども、月額平均7.5万円改善をしまして、処遇改善に取り組んでいるところであります。

それから、二つ目の御質問でありました実務経験3年と、あと研修6か月ということですが、やはり座学によります、実務も非常に大事なんですが、介護保険とは何ぞやですとか、社会福祉とは何ぞやとか、そういった座学による研修も必要という要望もありまして、6か月の研修、そういったものも追加させていただいているというところであります。



それから、三つ目の質問でありました、これは助成金ではございませんで、介護報酬ということで、今話題になっています保育士さんとか看護師さんと同じで、介護福祉士の方も価格といいますか、そういったものが介護報酬で決められています。先ほど言いましたように、介護福祉士の方がいる施設はそうではない一般の資格を持っていない職員の方よりも報酬上、高く評価されているということで、加算をされているということがあります。現在、施設をオールジャパンで見た場合、介護に従事されている方の中で介護福祉士の方がどれぐらいの割合かということを見た場合、約5割の方が介護福祉士の資格を持っています。したがって、報酬に加算対象とならない介護職員の方も一定程度活躍をしているところではありますが、いずれにしても介護福祉士の割合というのは年々高くなってきているというような状況であります。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

中井先生、お願いします。

○中井委員 出所してから2年間は介護福祉士、それから看護師も資格が制限されるということなのですが、これは刑期満期から2年間は駄目なのですか。それと、執行猶予では、出所してから2年間ではなくて、執行猶予期間満了から2年間なのかどうかというのが一つ。それから、素人の質問なのですが、看護師と介護福祉士とどのように違うのか。分かりやすい話が、看護師は注射を打てますけれども、介護福祉士は注射を打てるのですか。それから、看護師の「師」と介護福祉士の「士」の漢字が違うのですね、これは何か意味があったのですか。それから、出所者で、先ほど質問がありました竹内先生のお話にもありましたように、需要と供給のバランスで、出所者で介護福祉士というのは、この頃、刑務所の中でも職業訓練での資格を訓練させているものですから、結構就職率がいいのです。我々の職親の中にも介護部会というのができて、大変活発に営業活動も含めてやっております。その辺ちょっと教えてください。

○宮下課長（厚労省） 質問ありがとうございます。1番目、根拠法令ですけれども、社会福祉士及び介護福祉士法の第3条に欠格事由を定めております。その2号で、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者ということ、それから、3号では、この法律の規定その他社会福祉又は保険医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者というのが法律の規定であります。

○中井委員 執行猶予中はどのようなのですか。

○宮下課長（厚労省） 執行猶予中は受けることができないということだと思います。

○中井委員 分かりました。

○宮下課長（厚労省） それから、2点目の看護師との違いであります。看護師は御存じのとおり医療機関で医師等の補助といいますか、補助というのはあれですけども、一緒にやられる職種であります。おっしゃるとおり医療行為なども一定できるわけですけども、介護福祉士はどちらかという医療現場ではなく、社会福祉法人ですとかそういったところで介護業務に従事する、例えばベッドから起こしたりとか、入浴をさせたりとか、そういった業務に従事する者でありまして、医療行為なんかはできないというところがあります。

それから、三つ目の士と師の違いについては、ちょっと今、手元にございませんで、また調べて事務的に回答したいと思います。

それから、四つ目の御質問の趣旨がよく分からなかったんですけども、矯正施設などで介護の訓練なんかをしているのではないかというようなことのようにしたけれども、すみません、もう一度御質問いただければと思いますけれども。

○中井委員 そこでは資格を与えているのですね。

○吉川審議官（座長） 矯正局の方から少し補足で説明させていただきます。

○川野企画官 御質問の件なのですが、矯正施設の中では介護実務者研修等を実施している施設が現在22庁あります。その中で、令和2年度に約320人が研修を修了しているという状況にございます。

○中井委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 今のお話だと、実務者研修を終えて、その後に、先ほど御説明のあった、実務経験は矯正施設内で積めるんですか。

○川野企画官 実務経験につきましては、矯正施設内で実務に従事しても、資格取得の条件である実務経験には算入されない取扱いとなっていると承知しています。

○吉川審議官（座長） 実務経験を経た者が受刑した後に実務者研修はできると、こういうことなんですか。

○川野企画官 そのとおりです。実務者研修は実務経験の有無によらず受講可能です。

○吉川審議官（座長） そのほか、御質問等ございますでしょうか。

竹内先生、お願いします。

○竹内委員 受験者数の欄を見ているのですけれども、20歳以下ですね、5,000人弱の方が応募しているということで、非常に魅力を持っている若い子がいるという印象なのですが、多分、各施設とも戦力として期待されているということを考えると、我々が考えている特定少年についても、そういった少年たちが社会復帰を目指す意味では、いろいろな制度について資格制限の融和とか緩和の方向に考えてもいいのかなという感じはするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○宮下課長（厚労省） 人材確保という点では、外国人材も含めてあらゆる方策を講じていく必要があると思います。ただ、我々としましては、冒頭申し上げましたように、利用者の方たち、それから施設を運営する方たちの意見も十分に踏まえながら検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○吉川審議官（座長） ちなみに、この実務経験ルートで、実務経験3年プラス実務者研修6か月で国家試験のルートですよ、この実務経験中の人間が先ほどの犯罪歴の制限に掛かるわけではないということですか。要するに、罪を犯していたとしても、この実務経験、要するに介護福祉士ではなくて、介護福祉士と共に仕事をしている業務にはつけるという整理は、それでいいのでしょうか。

○宮下課長（厚労省） 資格を取るときにそういったことができないということであるので、実務経験というのはできるというふうに思います。

○吉川審議官（座長） その期間に実務経験を積んでいただければという面もあるということですかね。

○宮下課長（厚労省） はい。

○吉川審議官（座長） 藤野先生、よろしくお願いします。

○藤野委員 この資格は登録時にチェックするということですよ。なので、一度この介護福祉士の資格を取った人が何か事件を起こしてこの欠格事由に該当するようになった場合、これは本人による自己申告で、一定期間、介護福祉士と名のることができないというふうに解釈したのですけれども、それで正しいのでしょうか。同時に、実際、自己申告しなければ介護福祉士と名のって仕事に従事していることがあるんじゃないかなということ。そして、その場合に罰則があるのか、もし罰則があるとして、本人に対する罰則なのか、それとも所属している施設側の、先ほど加算対象になるという話がありましたけれども、その加算のときに、ただ減額するだけじゃなくて、その施設としての運営の信憑性みたいところで何か減額があるのかとか、そこら辺を教えていただければと思います。よろしくお

願いたします。

○宮下課長（厚労省） ありがとうございます。これまで介護福祉士として登録されまして、取り消した人数ですけれども、今年の10月12日時点で申し上げますと107人おります。やはり40代が一番多くて、30代、50代というふうに続きます。10代はゼロということであります。我々、報道ですとかそういった中、あるいは当然、本人からの申出という場合もあります、そういった場合で判明した場合には、随時取消しの手続を行っているというところであります。御指摘のとおり、チェックは登録のときに確認項目があつて、そこをチェックしていただくということでもありますので、実際、仮に登録をするときにチェックを外して、チェックを付せず申請があつた場合、分からないというようなところはあるとは思いますが。年間約6万件ありますので、そこをどうやっていくのかと、全て調べるのかということも課題だとは思っていますが、現状は登録時に本人からの申出に基づいた書類について確認をしているというところですので。それから、仮にそういった虚偽申請ですとか、そういったことが判明した場合どうなのかということなんですが、今手元に資料がございませんので、また事務的に御報告させていただきたいと思つています。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

この件もだんだんと時間が過ぎてまいりましたが、その他、御質問等ございますか。先生方、よろしいでしょうか。

それでは、また御質問等ございましたら、法務省を通じて厚生労働省の方にお聞きしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、次は宅地建物取引士、その次が看護師でございますが、この2件につきましてはオンラインでヒアリングをさせていただきたいと思つております。今までの2件につきましては我々の会議室に来ていただいたのですが、これからは全てオンラインになりますので、若干また不手際があるかもしれませんが、よろしく願いたします。

それでは、整っているようですので、続きまして、宅地建物取引士について、所管する国土交通省から御説明を頂きます。どうぞよろしく願いたします。

○金子企画官（国交省） よろしく願いたします。国土交通省不動産・建設経済局不動産業課の金子と申します。

こちらの方からは、まず資格の基礎情報、それから資格制限の経緯趣旨目的、審査の運用状況、それから緩和の検討可否といった点について、まず御説明させていただくことにな

っておると聞いておりますので、そちらを資料を使いながら御説明させていただきます。

まず、資格の基礎情報についてでございます。資料5の1ページ目でございます。宅地建物取引業法において宅地建物取引士制度を設けております。こちらは宅地建物取引業者の事務所等に一定数の専任の宅地建物取引士の設置を義務付けて、その取引士に重要事項説明等の重要な職務を担当させることで業務の運営の適正化と取引の公正の確保を図るというものでございます。

具体的には、「1. 専任の取引士の設置」にありますように、宅建業者は、事務所にあつては業務従事者の5人に1人以上、案内所等にあつては1人以上の専任の取引士を置かなければならないこととされています。この取引士につきましては、「2. 取引士の業務」でございますが、業務処理の原則、こちらは取引の専門家として、購入者等の利益の保護や円滑な流通に資するように公正かつ誠実に事務を行うことや、関連する業務に従事する方との連携に努めることなどを定めています。また、信用又は品位を害する行為をしてはならないという信用失墜行為の禁止など、それから、実務といたしましては、重要事項説明、具体的には取引対象となる不動産が危険なエリアにないか等といった取引に係る物件に関すること、それから取引の条件に関すること、契約についての重要事項についての説明、それから、その説明書への記名押印、さらに、契約成立後に交付する書面への記名押印、こういった業務が定められております。「4. 試験と登録」にあります。取引士として業務を行うためには、まず宅地建物取引士資格試験に合格して、それから都道府県知事による登録を受ける必要があり、この段階で欠格要件の定めがございます。さらに、宅地建物取引士証の交付が必要となっております。こちらの取引士証の有効期間は5年となっております。また、取引士証の更新には都道府県知事の指定する講習、6時間程度の受講が必要となっております。こちらの取引士に対しては、「3. 取引士に対する監督」とありますように、取引士が名義を他人に貸す行為や不正又は不当な行為をした場合の監督処分が定められております。都道府県知事による指示や事務の禁止、それから登録の削除といったことがございます。

続きまして、制限の内容や制限の経緯及び趣旨目的についてということで、2ページをお開きいただければと思います。宅建業法については、社会事情の変動等に応じて改正が加えられておりまして、取引士制度についても何度かの改正により制度が充実されております。この中で赤字で書いておりますけれども、昭和46年改正で欠格要件が設けられて、それから、昭和55年改正で3年から5年に延長、更にもその後も暴力団対策法への対応な

どで欠格要件が追加されております。

少し御説明させていただきますと、不動産取引はその性質上、取引の対象が高額となります。また、その評価や売買に当たっては専門的な知識を必要とするにもかかわらず、消費者との情報の非対称性があることから、これによって消費者が不測の損害を被る事態が生じたということで、宅地建物取引業者の登録制がまず導入され、その後免許制になりました。悪質な業者を排除することとされております。さらに、高度成長期に住宅取得意欲の向上とともに取引の紛争が増加しまして、昭和46年の改正で宅地建物取引業者において都道府県知事の登録を受けた専任の宅地建物取引主任者、後に宅地建物取引士となるわけですが、こちらを各事務所ごとに一定数置くこととして、重要事項説明等の重要な職務を担当させることとした次第です。この際に、宅地建物取引士が専門の取引知識と高い職業倫理をもって消費者に対応することで、宅地建物取引業者の業務の適正化と安全公正な取引を確保して、消費者が不測の損害を被る事態を防止しております。このため、宅地建物取引士の登録に当たっては、一定の能力、それから、規範意識を欠いた者の登録を排除するため、一定の実務経験と資格試験への合格に加えて、欠格要件に該当しないことを要件としております。

実際の欠格要件については、禁錮以上の刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の登録を受けることができないというふうにされております。こちらは昭和55年の改正のときに3年から5年に延長されたというものでございます。こちらもこのときに、当時原野商法ですとか、温泉旅行に無料で招待しますといったことで勧誘を強引にするといった手法で、取引の紛争が社会問題になっていたという背景から、より厳格な取扱いになったという経緯がございました。こういったことによって、前科を有するなど宅建士として望ましくない前歴を有する方については一定期間登録できないこととして、宅地建物取引士の資質の確保を図っております。

3ページをお願いいたします。現在の運用の状況でございますけれども、令和2年度においては新たに2万6,602人が都道府県知事へ宅建士の登録をしております。現在、総登録者数は110万人ほどとなっております。登録者のうち29歳までの方、20代の方、10代の方が3.5%というふうになっております。

続きまして、欠格事由の審査確認に係る運用状況ということで、前科に係る欠格事由に該当しないということを確認するため、宅地建物取引士の登録の申請書類の添付書類として省令で定める、誓約書を提出いただくこととなっております。この誓約書の提出に加えて、

自治体によっては実際に欠格事由に該当しないかを確認するために本籍地に照会をかけている場合もあるというふうに把握をしております。

それから、資格制限の緩和の検討可否及びその理由についてということで、まず、今回の検討は雇用の促進といったところで主眼があるというふうに認識しておりますが、宅建業に従事しようとする場合、宅地建物取引士の資格は必ずしも必要ではありません。なので、宅地建物取引士の資格を取らずとも宅建業でお仕事をされている方というのはたくさんいらっしゃるという中で、取引対象が高額で、先ほども申し上げましたけれども、評価や売買に当たって専門的な知識を必要とするといった宅地建物取引の特性から、その業務の適正化と安全公正な取引を確保して、消費者が不測の損害を被るという事態を防止するためにも、宅建士に取引の重要な部分を担わせていて、かつ、事務所ごとに一定数を必置しようということをしております。

さらに、直近では議員立法で平成26年に宅建業法が改正されまして、すみません、2ページに戻っていただければと思うんですけども、一番下のところですね、宅地建物取引士の登録に当たっての欠格要件として暴力団員等であることも追加されております。さらに、同じ改正の回で信用失墜行為の禁止や業務原則の明文化、さらに、宅建業者による宅建士を含めた従業員の教育義務などを新たに規定されたということで、宅地建物取引士の資質向上が図られたということになってございます。

依然として宅地建物取引に当たっては、その紛争が絶えないということから、消費者保護のために引き続き、現在の欠格要件を維持し、その資質を確保する必要があるものと考えられますので、宅建士について特段の例外規定を置くことは現時点で考えておりません。

すみません、駆け足ですが、以上でございます。

○吉川審議官（座長） 御丁寧な説明、ありがとうございました。

こちらの資料に「前科による資格制限に関する調査シート」が付いていなかったもので、ちょっと分かりにくくなっているのですが、確認なのですが、前科の資格制限は禁錮以上ということでもよろしかったですね。

○金子企画官（国交省） すみません、罰金もあります。

○吉川審議官（座長） 罰金又は禁錮以上という整理でございますか。

○金子企画官（国交省） はい。すみません、罰金については対象が宅建業法や暴対法といったものに限られていますが。

○吉川審議官（座長） 承知しました。議論の前提としてクリアにしておいた方がいいかなと

思いまして。

○金子企画官（国交省） 大変失礼いたしました。

○吉川審議官（座長）

そういう前提で、先生方、御質問等ございますでしょうか。

藤野先生から、よろしいでしょうか。

○藤野委員 クリアな説明、どうもありがとうございました。高額な売買に関わるものですから、制限の意図はすごくよく分かるとは思っているところです。実際にこの資格というのは一度取ったら終わりではなくて、取引証の有効期間は5年ということなので、自己申告であっても、きちりとその罰金であるだとか、禁錮であるだとか、この欠格条件になった場合には、公平な形で今のところはこの資格排除になるという理解でよろしいのでしょうか。

○金子企画官（国交省） この点については一度こちらで確認した上での御回答とさせていただいてもよろしいでしょうか。

○吉川審議官（座長） 先生の御趣旨は、5年ごとに更新されるので、5年ごとにある意味、申告義務が生じていて、それで申告を受けると欠格事由になるかどうか分かるかと、こういう御趣旨ですか。

○藤野委員 はい、そうです。

○金子企画官（国交省） 確認させていただければと思います。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

藤野先生、更に御質問等ございますか。

○藤野委員 それで、先ほど20代は4%弱という数字をお示しいただいたんですけども、通常これは宅建業をやっていく中で、上司になった場合には必要、事務所では5人に1人というふうになっているので、キャリアアップしていくのに必要な資格という理解でよろしいでしょうか。

○金子企画官（国交省） はい、そのように御理解いただければと思います。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 竹内先生、お願いいたします。

では、中井先生、よろしくお願いいたします。

○中井委員 質問はありません。丁寧な説明ありがとうございます。

○藤野委員 それでは、私の方で質問させていただきます。



やはり高額なものですし、この資格はとても大切なものだと思う一方で、改正の中で、最近あった暴力団関係にターゲットを当てる、いわゆる取引のときにも暴力団関係の人には売らないとかとありますから、そこはなるほどな、と思うのですけれども、実は刑務所に入るような犯罪者にもいろいろな種類がいると思うのですね。つまり、ある部分では危ない人かもしれないけれども、宅地関係のことについては大きな問題がない人というのがあると思うのです。そうした場合に、例えば罪種を限って今後、資格要件を見直すだとか、本人の資質のある部分について何らかのチェックをして、それで適否を考えると、そういうことは、全く余地がないでしょうか。

○金子企画官（国交省） おっしゃっている趣旨は、不動産に関係ないような犯罪もあるんじゃないかということと認識しているんですけれども、いろいろな犯罪がある中で、過去よりこの欠格要件を設けてきております。どの犯罪だったらよくて、どの犯罪だったら駄目だというふうに、これはいいんだというふうに緩和するといったところは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○吉川審議官（座長） 竹内先生、今、藤野先生から少し御質問があったところなのですが、御質問等がございましたらと思いますが。

○竹内委員 先ほどの説明の中で、宅建業界で紛争が絶えないという話がありましたが、そうすると、取引士になる方というのはそれなりの人になるのかなというイメージを持つのですけれども、少年でも取引士になれるのですよね、合格すれば。そういった少年が取引士として、そういうことができるものかなと非常に疑問を感じるのと、もう一つ、説明の中で誓約書という話があったのですが、誓約書の様式は多分、該当しません、ということの誓約でしょうから、該当する場合はどうするのか。事前に都道府県にこうこうこうということだから、ということで説明に上がるんだろうと、そうすると、そのラインがあって、あなたの場合はこの点で駄目ですよ、ということで、誓約書を提出しないということになるのでは。その辺のことを確認しておきたいです。

○金子企画官（国交省） まず1点目ですね、少年がそもそも取引をできるのかというお問合せでした。宅建業法の中で、基本的に未成年も宅建士の登録に当たっては欠格になっております。民法上で認められている例外といった場合もありますが、未成年者は基本的に欠格になっているということでございます。

それから、先ほどの誓約書の様式の件なんですけれども、御指摘のとおり、欠格要件に該当しない者であることを誓約しますということを書面上、提出することになっております。

先生の御指摘は、では該当するときはどうやって出せばいいんだということによかったですかね。恐らくなんですけれども、該当するという出してくるというよりは、もう欠格条項に当てはまってしまって登録ができないので、基本的には登録自体、出さないというふうな場合がほとんどかと思いますが、そういったような御回答でよろしかったでしょうか。

○竹内委員 該当するのは分かっているので、自分の方から登録をやめる方もいるかもしれませんが、まずは御相談するんじゃないかと。例えば、私は交通事故でこうなりましたと、そんな私でも登録ができるのでしょうか、なんていうことを相談するのでしょうか、そのときにどういうリアクションがあるのかなということ。もう一つ、今、話の中で未成年の話になったので、18歳が成年になってくる場合は、18歳でもこれから成人扱いとして取引士としてなるということで承知していいですね。

○金子企画官（国交省） はい、それはおっしゃるとおりです。後段の御質問については、もし御相談が窓口であって、実際に欠格に当たるような刑罰を受けていらっしゃるすると、リアクションとしては、宅建業法の登録の欠格要件に当たるので、なれませんというふうに、もし窓口で相談があれば、そういうふうになると思うんですけども。すみません、ちょっと御意図を酌み取れていないかもしれないんですが。

○竹内委員 我々の考え方だと、いわゆる罪名にもいろいろ種類があって、凶悪犯もあるだろうし、万引きもあるだろうし、交通違反でも、故意もあるし過失もあるしと、いろいろな種類があるので、それを一律にばさっと切ってしまうのか、少し考えてくれるのかなというところで、そこが恐らく御本人からすれば、相談したいと考えるのではないかと思います。

○金子企画官（国交省） そういう意味では、宅建業法上では、禁錮以上なのか、あるいは何かの罪で罰金以上なのかという分け方をしているので、そこでもう一律に判断をされることになって、そこに何か裁量的に特別に認めるといったような対応はしていないものというふうに思います。

○竹内委員 分かりました。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

この件も時間が近づいておりますが、藤野先生、よろしく申し上げます。

○藤野委員 本人が申請時に欠格条件があることを言わなかった場合で、発覚した場合の罰則規定とかはあるのでしょうか。

○金子企画官（国交省） 少なくとも、そういった行為が行われたときに、登録自体は消除されることとなります。その上で、すみません、虚偽の場合の罰則については、念のため確認させていただきます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） それでは、また御質問等ございましたら、法務省を通じて御質問、それから御回答を頂きたいと思っておりますので、ありがとうございます。本日はお忙しいところ、国交省の方、ありがとうございました。

○金子企画官（国交省） 答えられない部分もありまして恐縮ですが、後ほど御回答させていただきます。恐れ入ります。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

それでは、最後ですね、看護師につきましてお話を頂きたいと思っております。

厚生労働省医政局の方、よろしいですか。

○山口推進官（厚労省） 厚生労働省でございます。よろしくお願いたします。

○吉川審議官（座長） よろしくお願いたします。それでは、頂いた資料を含めまして、御説明いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○山口推進官（厚労省） お願いたします。医政局看護課の山口と申します。まず資格の概要を私の方から御説明させていただければと思っております。資料7-1になります。看護師ですけれども、根拠は保健師助産師看護師法ということになります。看護師の定義ですけれども、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいうというふうにされています。解説不要かもしれませんが、傷病者というのはけがや病気を持っている方、それから、じょく婦というのは耳なじみが余りないかもしれませんが、出産を終えた後にその体が正常に戻っていくまでの期間にある女性のことを指しております。こういった方々に、療養上の世話というのは、こうした病気やけがの治療や症状の改善までの間に行っていくような世話ですとかケアを指しています。それから、診療の補助というのは、これは一番イメージしやすいかなと思っておりますけれども、医師の指示を受けて注射をしたり傷の処置をしたりというような形で、医師の診療を助け補うことということで定義をされております。

看護師の数、下の図になります。看護師の数は年々増加しておりまして、令和元年では約127万人ということでございます。その内訳、年齢構成、次のページ、資料7-2を御

覧ください。こちらは各年代別の割合を示したグラフになっております。一番下が30歳未満、一番上が60歳以上となっております、大体割合としては20%ということになってございますが、一番多いのが40代で28%、30代で24%、30歳未満で21%の順ということになってございます。

こうした方々がどこで働いておられるかというのが次のスライドになります。資料7-3を御覧ください。多くは病院ということで、68.9%が病院で勤務をされておられます。それから、診療所が15.0%、多くの方が病院又は診療所で働かれているという状況ですが、ほかに介護施設や訪問看護、学校などでの勤務というのもされている状況でございます。

ごくごく簡単な概要でございますが、看護師の資格の概要については以上で終わらせていただきたいと思います。

続きまして説明いたしますので、お待ちください。

○谷嶋専門官（厚労省） 続きまして、前科による資格制限に関する調査シート、こちらを御用いまして御説明させていただければと思います。よろしく願いいたします。

前科による資格制限の経緯、そして趣旨目的でございます。こちらにつきましては、前科による資格制限を規定した具体的な経緯ですとか趣旨目的は、ちょっと明らかでない部分もございますが、看護師が生命・身体・健康に関わる職業でございますため、免許付与の適否を判断するのに欠格事由とされたらと、そういったふうに考えております。

続きまして、欠格事由の審査・確認に係る運用状況についてでございます。まず、免許を受けるに当たりましては、新規申請者につきましては免許申請書、こちらを都道府県を經由して厚生労働省に申請を行っていただくと、そういった仕組みになっております。罰金以上の刑に処せられたことがある者につきましては、免許を申請するその時点でその刑が仮に消滅していない場合、その場合には免許申請書に罰金以上の刑を申告してもらうということをしているとともに、判決謄本であったりとか略式命令書等、こちらを免許申請書に添付していただいて、厚生労働省に提出いただくといった形を取っております。また、業務に関しまして犯罪又は不正の行為があった、そういった者につきましては、基本的には免許登録される前に業務に従事していたということで無資格従事をしてきたものとなります。そういった者につきましては、免許申請書に業務に関し犯罪又は不正の行為があった旨を申告していただくとともに、事実関係を確認できる書類、例えば当人の申出書ですとか医療機関等への意見書、こちらを添付していただいた上で厚生労働省等へ提出いただ

くという形としております。そして、免許申請書の記載の申告内容などにより欠格事由に該当するか確認しまして、該当する場合、事案ごとに個別で審査をいたします。その個別の審査の上で免許付与の適否を決定していると、こういった流れでございます。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

それでは、先生方から御質問等をよろしく願いいたします。

また藤野先生、よろしく願いできますか。

○藤野委員 御説明どうもありがとうございました。免許取得のときの説明は了解したんですけども、免許取得後、犯罪者になる場合はどういう形で審査をするのか、どうやって発覚するのか、その場合にどういうふうに裁量的な判断がなされるのか、自己申告しなければオーケーなのか、その場合に発覚した場合に何か罰則があるのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○上野係長（厚労省） 厚生労働省医政局医事課試験免許室の上野と申します。今のお話は、免許を取る前は分かったと、免許を取った後に、要は同じような罰金等が検知された場合はどうなるのかという御質問だと理解しました。それに関しても当然、その場合は、既に免許を与えているので、免許を与えるを与えないという判断にはならないというのがまず一つあります。その場合は、与えている免許を停止、場合によっては取消しとする、そういう審査をすることになります。それに関しては、保健師助産師看護師法にも規定はされているところではあるんですけども、国の医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会という厚生労働大臣の諮問機関がございまして、そこにお諮りをして、これもまた事案ごとにやりますので、具体的にこれだったら取消しになりますとか、これだったら停止になりますという一律の基準というものはないんですけども、国の有識者の方たちを招いて、犯した罪の内容等を踏まえて、行政処分案を御審議いただいて、厚生労働大臣の方に答申という形をして、業務停止とか免許取消し、場合によっては戒告という、免許の停止には至らないんですけども、要は反省を促す意味で研修を受けなさいと、そういった形、このおおむね三つの処分が下されるということになります。御回答としては以上となります。

○藤野委員 ありがとうございます。あと、もう1点なのでですけども、先ほど年齢階級別の就業者数の割合はお示しいただいたんですけども、これを、年齢別に見ると、資格取得をしている人の中の何割ぐらいが就業していることになるのでしょうか。

○山口推進官（厚労省） 看護課でございますが、そういったデータがあるかどうかというのが分かりかねるというか、恐らくないとは思うんですけども、ないということを御説明できないので、確認をさせていただければと思います。

○藤野委員 ありがとうございます。お尋ねした理由は、今回の会議は特定少年をどうするかということが発端と理解しております。若い資格保持者は看護師として働くのだけれども、その後だんだん辞めていくことが多いのではと推測しています。つまり、若年者においては、資格を取ったうちの多数の者が就業しているんだとすると、そこら辺に対する御配慮を今後とも頂けるとよろしいかなと思っただけの発言ということです。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口推進官（厚労省） 承知いたしました。一言申し添えておきますと、看護師資格を持っていても働いておられないという方もたくさんおられるということもありまして、正しいそういったデータがもしかするとないかもしれない、ということ、御承知置きいただければと思います。

○藤野委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ありがとうございます。

では、竹内先生よろしいですか。

○竹内委員 制限の理由として、生命・身体・健康に関わる職業ということで、非常に重要な職務ということで私も認識はしているのですが、その中の先ほどの説明の中に、処分として戒告、停止、免許取消しというような3段階を考えているという話で、更には、再取得も認めますよという話もある、非常にいろいろな形で柔軟な態勢を取っているのかなという、私の認識なのですが、先ほど藤野先生がおっしゃったように、少年の場合もこういうことを、いわゆる柔軟な対応を取ってもらえるのかなという感じはしますが、いかがでしょうか。

○谷嶋専門官（厚労省） ありがとうございます。先生おっしゃるとおり、看護師は人の生命とか身体とか健康に関わる職業ですから、罰金以上の刑が処せされた場合は、そもそも看護師としてふさわしいかどうか、それを判断するために裁量的制限をやっております。これについて、成年であるとか未成年であるとか、そういったものにかかわらず、罰金以上の刑に処せられた場合については、あくまで事案ごとに個別に審査した上で免許の付与の適否を受付しているところでございます。実際、特定少年というところでどう配慮していくのかということにつきましては、実際、刑法の中で特定少年の司法処分の量刑をどう

勘案するかというところとの兼ね合いもあるかとは思っていますが、そこでの審査という  
か判断も踏まえまして、またこちらの判断のときにも参考にさせていただくという形はあ  
り得るかなと思っております。

○竹内委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） 中井先生、よろしいですか。

○中井委員 ありがとうございます。この資格は、免許は更新するんですか、それとも一回取  
れば更新はしなくていいんですか、というのが一つ。その次に、免許資格について取消し  
なのか期間限定で停止なのか、その判断基準はどういうものなのか、罪状によって取消し  
になるのか期間限定なのか、事案ごとに個別で判断というふうに書いていますけれども、  
その辺お聞かせください。

○上野係長（厚労省） 医事課試験免許室の上野です。質問のうち一つ目の、免許は更新制な  
のか、それとも、一度取ったらそのままということなのかという質問だったと思うんです  
けれども、回答といたしましては、特に更新制は取っておりません。ですので、欠格事由  
というものに該当したりしない限りは、基本的には一度取ればずっと保有というものにな  
ります。

○中井委員 それは免許証か何か出しているのですか。

○上野係長（厚労省） おっしゃるとおりです。紙の免許証を発行しております。

二つ目の御質問といたしましては、すみません、ちょっと確認なんですけれども、それは  
免許を取った後のお話ということでよろしかったですか。

○中井委員 はい。

○上野係長（厚労省） ですと、先ほど先生もおっしゃっていただいたとおり、事案ごとにと  
いうことになるので、先ほどちょっと私の説明の中にもあったんですけれども、具体的に  
この刑とか、これくらいの司法処分であったらこうなるみたいな基準というものはありま  
せん。行政処分の考え方というものは公表していて、こういう場合は重くするとか、そう  
いった考え方はあるんですけれども、具体的にこれだったらもう停止何年になるとか、こ  
の場合にはもう取消しですというものは特に定めてはおりません。

○中井委員 ありがとうございます。

○吉川審議官（座長） ほかに御質問等ございますでしょうか。

先生方、よろしいでしょうか。そうしましたら、またこの件につきましても、更なる御質  
問等がございましたら、法務省を通じてまた厚生労働省の方にお問合せさせていただきま

すので、厚生労働省の方々、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。また引き続きよろしくお願いいたします。

議事としてはここまででございます。

先生方、この機会に何か、今日のこの日にお話ししておくべきこと等ございますでしょうか。よろしいですか。

今回のヒアリングにつきましては、特に公表して差し支えあるような部分はなかったと思いますので、このまま議事録を作成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次回でございますが、ヒアリングの結果を事務局の方でも少しまとめさせていただきます、資料も分かりにくい部分が多々あったと思いますし、先生方の御質問も踏まえまして検討させていただきます。その上で、また更に御協議いただければと思っておりますので、追って改めて開催日時等につきましては御調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—